

一 現在家の産業令改正件、一、理、国子产林二
一、労働者雇傭契約の修正、中、労働取締法1件、
可決、出来運稿

一、現行工務法と関係者、対立大害係旧法即時制定之要
由、1件、可決、出来運稿、1件、

△ 合計書 査察委員会 報告 業根

△ 予算委員会 報告 業根

△ 本部充實ニ関スル件、主要委員報告 業根
規則改正の依り所使カ、ハ、可決、1件、

△ 中央審判規則、甲、中央執行委員会規則、改正

△ 第三案、労働部中、査察部、加五

△ 第四案、地方労働局、加五

△ 1919年 第12回

△ 代位委員選出辦法 單位之變更

△ 地方労働局、定、権限、附与之

△ 主事制、修正

一 宣言(理) 原方針起草委員会報告 (業根)

別記

一 役員 監査委員会報告

△ 会長 柳 啓之助 合計 業根

中央執行委員会

△ 今村 昇 (九州) 大交蘇保 (可決)

△ 代野 彦 次 (福岡) 国根 花四郎 (本会)

△ 海田 文 次 (阪中) 国本 行 (可決)